

事務所通信

2007年1月号

No. 19



～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

頑張れ中小企業の経営者

私の大学時代の先輩が年末調整をした351社のうち、賞与を払っている247社から、中小企業の賞与の平均を出しました。247社平均社員28名の1人当たり平均賞与額は263,315円です。マスコミでは多額の金額を報道しますが、これが中小企業の真実だと思います。上記の金額は東京にある中小企業の平均額であり、新潟はもう少し少額かもしれません。今年の法人税の改正で事前に届出をすれば役員に対する賞与は損金算入ができることになりましたが、まだほとんどの社長さんたちは賞与が経費にならないので賞与すらも当たりません。多くの中小企業経営者は、普通の家に住み、普通の車に乗り、美人の奥様はそれほどいません。

中小企業の社長は一言で言うと大変な人達です。毎日毎日大きな荷物を背負って生きています。会社経営の3大資源として昔から言われている人・物・金ですが、大企業では、経営者の仕事は戦略の立案が主で現場での営業資金調達、人事の仕事はしません。ましてや個人保証したり、自宅を担保に入れたり、妻の実家から借金することはありません。中小企業の社長は、営業や製造現場に入り社員と一緒に働きます。売上が上がらなかつたり、赤字になったり、まして倒産したら、全責任は社長一人が負います。社員が悪いといえば無能呼ばわりされます。逆に社長が努力して販路を開拓したり、新製品を開発して、大幅な黒字を出して社員に決算賞与を出すときは、「社員の皆さんが頑張ってくれたから利益がでました」と言わざるを得ません。社員はその言葉を聞いて、自分達が頑張ったから利益が出たと勘違いをして、決算賞与を当然のごとく受取り、社長に感謝の言葉も言いません。また、資金調達は社長1人が責任を負います。社員が不良在庫をつくっても、回収できない相手に販売して不良債権をつくっても足りない資金は、社長一人で奥さんの実家に頭を下げてでも、会社を倒産させては社員を守れないのでお金を調達します。そして一番の心痛は人の問題です。会社内では問題社員がいて、社員をいじめ社員が定着しなかつたり、社員間でトラブルがあると、社長の管理がなっていないと責められます。会社に非協力的な社員もいます。仲間を集め、会社の欠点、悪口を言う社員もいます。社長は心配で夜も眠れなくなります。一日中会社のことが心配で仕事が手につかず、うつ状態になる人もいます。それでも中小企業の社長は頑張れ。社長を頼りにしてくれる多くの社員と家族がいます。やがて社長の思いをわかってくれる人達が増えます。信じましょう。社員を。共に幸せな人生を送るために。

未来は常に明るい。

(注)後半は尊敬する古田土先生の文章を引用しました。



確定申告

確定申告時期が近づいてきました。期日までに漏れなく申告を済ませましょう。また、納税には振替納税制度が有効です。昨年までの間に申請された方は必要ありませんが、初めて申告される方、今後振替納税制度を採用したい方は、申請を行う必要があります。

◎インターネットによる収入にも注意が必要

ネット通販などインターネットで取引を行う個人事業者の申告漏れ総額が、平成18年6月までの1年間に約143億円（前年比約28億円増）に上ったことが、国税庁のまとめで分かりました。税務調査した1,453件のうち2割が無申告であったそうです。ホームページの広告を見た人が商品を買うことで、ホームページ開設者に報酬が支払われるアフィリエイト（提携）・プログラムを利用して得た収入を申告しなかったケースなどが一例です。国税当局は電子商取引専門調査チームを結成して、ネット取引への監視を強めています。

◎サラリーマンの確定申告

サラリーマンの方でも、確定申告しなければならない場合があります。次のような方は、申告義務があります。

- ★ 平成18年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ★ 1か所から給与を受けている方で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
- ★ 2か所から給与を受けている方で、主たる給与の支払者以外の者から支払を受ける給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得の金額との合計額が20万円を超える方
- ★ 同族会社の役員やその役員と親族関係などにある方で、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃借料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方

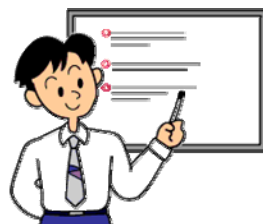
◎農業所得がある方の確定申告

簡易な申告方式である「経費目安割合方式」は平成17年分をもって廃止されました。そのため農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する「収支計算」による申告となります。なお、糸魚川市では50a（5反）未満の方について、申告不要とできる場合があります。市役所にお早めに確認してください。

◎その他

定率減税が20%（控除限度額25万円）から10%（控除限度額12.5万円）に縮小されていません。（平成18年をもって廃止）

確定申告は1年間の個人の所得を確定させ、税金の精算をするための手続です。確定申告の必



< 村 井 >

トライアル雇用にトライ !!

○トライアル雇用とは……

ハローワークの紹介により、企業に短期間(原則3か月)雇用され、その間に仕事をする上で必要な指導などを受け、その後の本採用への移行をねらいとします。

○トライアル雇用中の身分は……

トライアル雇用中も「労働者」ですので、労働基準法等の法律も適用されます。また、会社から賃金が支給されます。

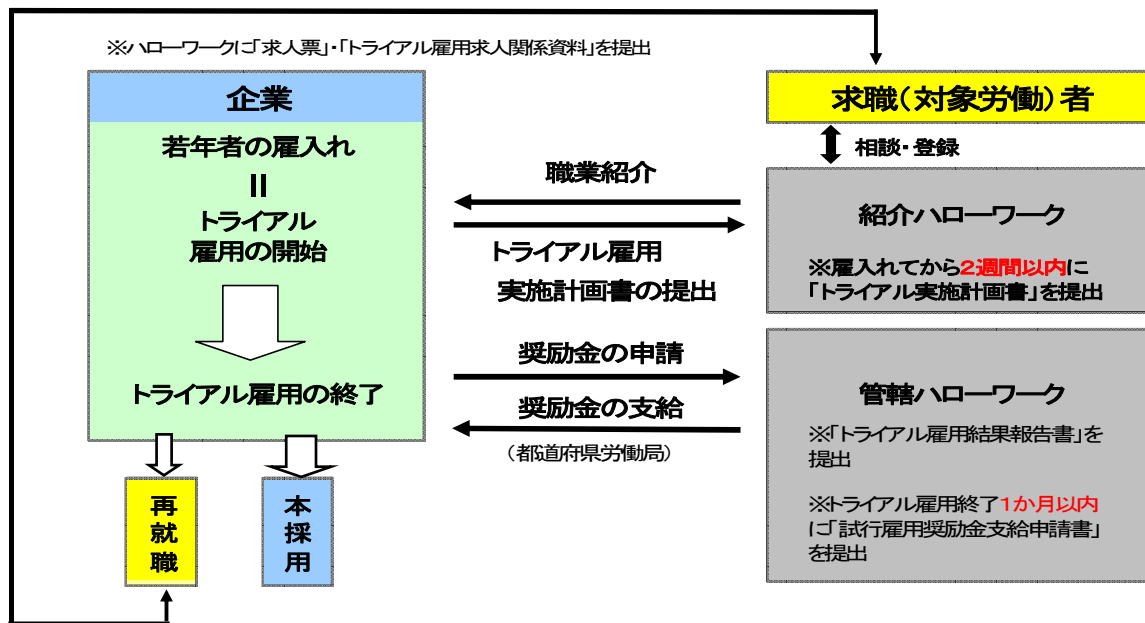
○トライアル雇用中の業務内容は……

トライアル雇用中の仕事の内容は、会社が作成する「トライアル雇用実施計画書」に基づき実施されます。この計画書の内容について、対象労働者自身が、がんばれる内容のものかどうかを会社の担当者とよく相談、確認のうえ、計画書の同意欄に署名します。

○トライアル雇用が終わったら……

トライアル雇用中の対象労働者ががんばり次第で、その後の本採用への道が開けます。

(※ 会社の求める要件に達しないなど本採用に移行できない場合もあります。)



○「トライアル雇用実施計画書」を提出する場合の、「対象労働者」とは……

- ① 中高年齢者(45才以上65才未満)
- ② 若年者(35才未満)
- ③ 母子家庭の母等
- ④ 障害者
- ⑤ 日雇労働者・ホームレス

※ 職業未経験の方が対象となります。

○奨励金の支給……

対象労働者1人につき、月額50,000円が最大3か月支給されます。
(ただし、要件を満たす場合に限りです。)

～詳しくは最寄りのハローワークまで～

給料計算

平成19年分の所得税から定率減税廃止、地方に税源移譲することにより所得税および住民税の税率が変更。そのため平成19年1月1日以後支払分の給料より源泉所得税の金額が変わりますので給料計算の際にはお気をつけください。

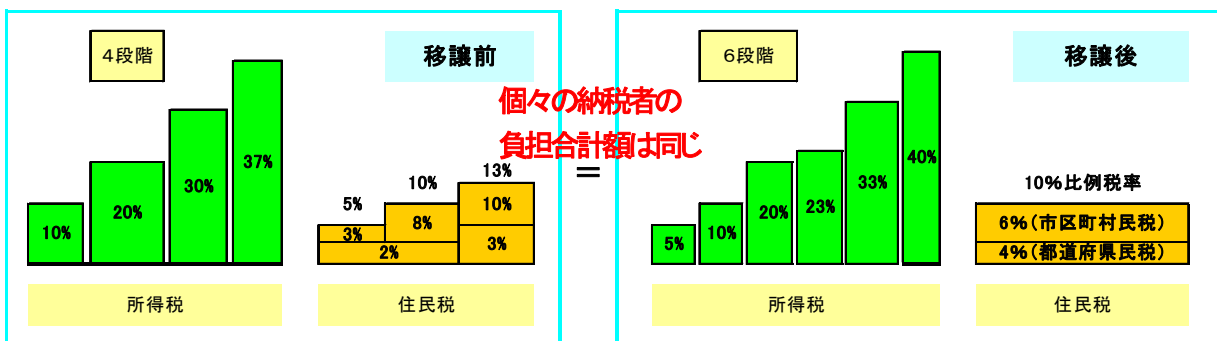
<税源移譲とは？>

市民に身近な地方公共団体が自主的に財源の確保を行い、行政サービスを自らの責任でより効率的に行うために進められてきた「三位一体改革」。その一環として、平成19年より所得税（国税）から市・府民税（地方税）へ3兆円規模の税源移譲が行われます。これに伴い、地方公共団体が国から受けていた国庫補助金も削減されます。

なお、税源移譲によって、所得税と住民税とを合わせた全体の税負担が変わることは基本的にはありません。

<今後はこちらなる！！>

税源移譲によって、ほとんどの方は、所得税が平成19年1月から減り、住民税が平成19年6月から増えることとなりますのでご承知おきください。



<住民税特別徴収のすすめ>

今年、6月の住民税より税額が増加し各家庭でも負担感を感じざるを得ない状況になると思われます。また、税額が大きくなるにつれ滞納者も多くなる可能性もあります。

住民税では、納税方法を普通徴収（個人で納付）と特別徴収（企業が給料より天引）の二通りの方法で納税が選択できます。特別徴収ですと12ヶ月間で均等に住民税を納付することになりますので毎月の負担額は減少いたします。また滞納することも未然に防げるという訳です。会社としますと事務手続きが増えますが、ぜひご協力お願いいたします。

<関連URL> 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/zeigen.htm>

< 倉 又 >

＜社内での飲食費＞

Q1

社内での飲食費については、1人当たり3,000円以下であっても、会議費や福利厚生費等に該当するものでなければ、交際費等として扱われることになるのでしょうか。

A

5,000円基準は、社外の者との飲食費だけを対象としたものなので、参加者が社内だけの場合、従来どおり、会議費や福利厚生費に該当するものでなければ金額の多寡にかかわらず交際費等となります。

会議に関連する飲食費である場合には、それが社内だけの者による会議であっても、会議としての実体があるものであれば損金算入が認められることとなります。会議費や福利厚生費に該当しない場合には、たとえ3,000円以下であったとしても社内飲食費として交際費になるので、内容で判断するのが基本であるということになりますが、実質的には、社外の者があるか、会議であるかなどの判断で対応が難しいことになるケースもありそうです。

＜会議費＞

Q2

会議に際し支出する費用が1人当たり5,000円を超える場合には、交際費等に該当することになるのでしょうか。

A

会社のトップどうしの商談など、会議の参加者や場所によっては1人当たりの金額が5,000円を超えることも考えられます。

5,000円基準は会議費判定のものではありませんし、そもそも会議費は金額で判断されるものではないので、会議の実体があり、金額に合理性のあるものなら会議費として損金算入は認められます。

＜連続して飲食した場合の金額の判定①＞

Q3

1次会・2次会と飲食が行われた場合、それぞれの行為が単独で行われていると認められれば、それぞれで金額判定をして差し支えないということですが、具体的にはどのような場合をいうのですか。

A

連続して飲食が行われても、まったく別の業態の飲食店を利用する場合には、その飲食店ごとに金額の判定ができます。1次会は居酒屋、2次会はスナック等で、といった場合です。

しかし、1件目で5,000円を超えないように飲食し、引き続き同じような業態の飲食店に移動して飲食しているような場合、たとえば居酒屋から居酒屋へといったような場合には、支払先が別の者であるということにはなりませんが、一連の飲食行為として判断されることになる場合があると考えられます。

＜連続して飲食した場合の金額の判定②＞

Q4

実質的に同一の飲食店等で行われた飲食とみなされる場合には、一体の行為として、全体の飲食費を基礎として5,000円以下かどうかの判定をすることになる、ということですが、どのような場合に実質的に同一であるとみなされるのですか。

A

たとえば、ホテルなどでの飲食で、前記Q3のように1件目で5,000円以下となるように飲食を行い、ホテル内の別の店に移動して引き続き飲食するような場合です。飲食店やその他の施設がある複合的な施設などでの飲食についても該当する場合があります。

＜参考資料＞

週刊 税務通信 7/17

週刊 税務通信 11/20

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
1月23日(火) 午後2時00分～	平成19年度 経営計画発表会	月徳飯店	加藤 輝守	8,000円



コンサートもあります!



ボエム
母 恵夢

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。
また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

寒くて眠れないとき、掛け布団を何枚重ねても無駄である。
寒さを感じているのは背中側なので、毛布などを敷くと暖かさが全然違ってくる。ちなみに掛け布団は軽い方が良い。

教育マガジン「おもしろ雑学集より」(担当:池原)





休日カレンダー



1月（睦月）January

日	月	火	水	木	金	土
	1 元旦	2 年始休暇	3 年始休暇	4 仕事始め	5	6 堀田・広川
7	8 成人の日	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23 経営計画発表会	24	25	26	27
28	29	30	31			

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

1月の税務

- 1月10日 平成18年12月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
- 1月22日 源泉所得税の納付（納期の特例適用者）
- 1月31日 当月決算法人、個人事業者の消費税各種届出書提出
平成18年11月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
本年5月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
法定調書（源泉徴収票、支払調書）の提出
給与支払報告書の提出
償却資産の申告

あとがき

新しい年となって、今年の目標を考えられた方も多いと思います。その目標を達成するためのアドバイスとしてイギリスの哲学者であるジェームス・アレンの言葉を紹介します。「人間のあらゆる行為に努力と結果があり、努力の大きさにふさわしい結果が生じる」と表現しています。今年一年がよい年となりますようにがんばっていきましょう。

堀田